

清初ニル類別考

増井寛也

はじめに

八旗制の基層単位がニル (niru / 牛录) であることは贅言を要さない。個々のニルはもともと均質な組織ではなく、ニル成立の機縁や人的構成などを異にした関係上、国家の側からの処遇も様ではなかった。清朝入関前に限っていうと、専管ニル・外ニル・内ニルなど諸種の類別があり、それら相互の性格的相違はかねてより考究の対象となってきたが¹⁾、なお議論の余地が残されている。ところで、筆者は以前、太宗ホンタイジが実施した天聰八年と九年の「専管ニル分定」を俎上にあげて一考を試みたことがある²⁾。その際、太祖ヌルハチ以来の錚々たる功臣家系や血統を誇る貴顕の一部 (後掲 [表2]) が、内ニルから専管ニルへ転じた事実にならざるまどいを禁じ得なかった。というのは、前稿執筆当時、入関前の国制に対する分析の体系性と各種の档冊をはじめ多彩な文献の活用において、参照し得る最高水準の研究成果であった張晋藩・郭成康両氏の共著『清入関前国家法律制度史』³⁾が、太宗時代のニル種別を以下のように説明していたからである。

同書は主として乾隆三修『太宗実録』に依拠しつつ、入関前のニルを統属関係の側面から「外牛录」(tulergi niru [入関後の「旗分ニル」]) と「内牛录」(booi niru [包衣牛录 / 家のニル]) に大別する。外ニルとは八旗の主体をなす国家所属の公的なニルであり、ハンおよび八旗に分封された宗室王公の統率に服し、兵役・徭役を負担する。対する内ニル (ないしはポオイ=ニル) は、ハンおよび宗室王公の私的な「家」boo に隷属する奴僕からなり、国家の徭役を負担せず、直属の主人・主家への奉仕を任務とする。外ニルはさらに、ニル=エジェンのニル成員に対する世襲的統轄権の有無により、「永管牛录」と「公中牛录」に二分され、前者の一角を「専管牛录」(enculehe niru = 国家的徭役を免除された特権的ニル) が占めた⁴⁾、というのである。つまり、この分類に従えば、もと内ニル所属の諸功臣は、ハン・王公の私有する隷属民=奴僕であったという解釈に帰着する。しかるに、彼らが奴僕であった明白な形跡はなく、こうした解釈と史料的現実を隔てる違和感をどう解消したものか、筆者としては成案のないまま後考に委ねる他なかった。

その後、雍正年間に至るニル分類の成立過程を正面から取りあげ、満文漢文の档冊を縦横に駆使した新研究を世に問うた承志氏⁵⁾は、その一環として太宗期のニルに関して以下の諸点を指摘する。第一に当該時期のニルが内牛录 (dorgi niru) と専管牛录 (enculehe niru) に大別されたこと、第二に「内ニルとはハンと諸王が率いるニルを指し、専管ニルというのは一部の宗室を含む、異姓大臣らが率いるニルを指す」こと、第三に永管牛录が順治初纂満文『太宗実録』では enculehe niru と表記され、結局専管牛录と実体を同じくしたこと、この三点である⁶⁾。論旨の性格上、外牛录と包衣牛录についての詳細な議論を欠きこそすれ、専管ニルと内ニルの鮮明な対置から敷衍すれば、内ニルは国家的徭役を負担する非特権的な一般ニル、すなわち張・郭両氏のいう外牛录を指すという方向で理解可能である。この場合、内ニルから専管ニルへの転換は不可解どころか、功臣に対する

恩典としてまさにそうあるべき現象であったことになり、疑問はほぼ氷解する。

こう見てくると、各種のニル、とりわけ内ニルに関して、同一の用語にもかかわらず、論者によりその認識に大きな径庭のあることが分明する。私見によれば、その主因のひとつは各種ニルの満文呼称、ならびにそれらに対する漢字／漢語表記が、必ずしも一定しないがための混乱に由来すると考えられる。よって本稿では、煩瑣かつ迂遠な方法ながら、以下の手順を踏んで考察を進めたい。すなわち、乾隆三修漢文『太宗実録』（以下、乾隆『実録』と略称）所載のニル関連記事をさしあたり基軸とし、これを成立の最も早い順治初纂『太宗実録』満文本・漢文本⁷⁾（以下、初纂満文『実録』・初纂漢文『実録』などと略称）の該当記事と突き合わせ、双方の異同に着目しながら各種ニルの内実を整理検討するとともに、従来具体化の乏しかった入関前のボオイ=ニルにもあらためて論及しようと思う。

なお、本稿では、最も参照頻度の高い『太宗実録』に関しては、『太宗実録』ニル関連史料』として巻末に一括し、参照箇所を記号(a)～(x)をもって略示することにより文中での直接引用を最小限にとどめた。さらに、乾隆『実録』各条の核心をなす字句には下線を施すとともに、それに照応する初纂『実録』満文本・漢文本の表記を[満文／漢文]として併記し、異同の対照に便ならしめた。また、参照頻度が『実録』に次ぐ『八旗通志初集』と『八旗満洲氏族通譜』については、それぞれ『初集』『通譜』と略称する。

一、ボオイ=ニルとボオイ=ニヤルマ

いま、(a)以下の史料群を通観するとき、ただちに指摘し得る事実が二点ある。第一点は、初纂『実録』漢文には意外にも「包衣」なる用語が全然見当たらないことであり、乾隆『実録』が「包衣」と表記する箇所を、多くは単に「包」とだけ表記する。第二点は、「内牛录」と「外牛录」の二呼称が語義・語形の両面で表裏をなす一対の用語としか見えないのに、両者を対照併記する用例が実は皆無である、という一見奇異な現象である。本章ではまず、ボオイ=ニルの本質理解にとって与件となる第一点に考察を加える。

従来、「包衣」なる語彙は、ボオイ=ニヤルマないしボオイ=アハの省略形・短縮形ボオイ booi の漢字音訳であり、それゆえ両者は同義語であると説明される傾向が強く⁸⁾、外見上の分りやすさも与かって、具体的な検証を経ないまま、研究者間の共通認識として大勢を占めてきた。しかし、これに対してはつとに石橋崇雄氏の明快な批判があり、氏は満漢合璧文献を通じて対照確認した結果、入関後の「包衣」は例外なくボオイ=ニル（もしくは内務府・王府）を指示し、またその縮約形であったと説く⁹⁾。本題に進むまえに、整理をかねてこれらの見解に検討を加え、「包衣」の語義を確定しておこう。

筆者は以前、建州統一期の初期ヌルハチ政権に占める隷属民層の役割を論じた際、概ねつぎのように結論した。①身分的にはアハ aha（奴僕・奴隸）と総称されるこの階層は大別して、ボオイ=ニヤルマ booi niyalma（家僕・家人）ないしボオイ=アハ booi aha（家奴）と、もっぱらトクソ（莊園）の田作に従事する一般のアハ aha（奴僕）とがあった。②主人 ejen の屋敷に起居するボオイ=ニヤルマないしボオイ=アハは、主人・主家の警護と家政に服務する擬制的家族成員として身内同然に遇された非血縁者、すなわち家内奴隸と規定され得る。付言すれば、当初、かかるボオイ=ニヤルマをもって充当された「家」組織が、ハン・王公の場合、漸次、拡大と複雑化を遂げながら、後に家政機関としての内務府・王公府に発展するのである。また、③ボオイ=ニヤルマの表記は崇徳年

間に至るまで、一貫して「booi (家の) + 人名 (その他の成分)」形式で記録され、booiのみを単独使用してボオイ=ニヤルマを表記した満文の用例は存在しない¹⁰⁾。この③からも明らかなごとく、「包衣」はボオイ=ニヤルマの音訳語彙ではないし、ましてその略称でもない。

ならば、包衣=ボオイ=ニルとする見解は、入関前にもそのまま妥当するであろうか。それを検証するには、包衣非ボオイ=ニルの歴然たる用例を明示するのが捷徑である。この目的に適う史料が(b)であって、ヌルハチ末年の天命一〇年、反金活動を封ずるべく遼東の郷紳を一斉に摘発処刑したとき、これを免れ奴僕に身を落とした儒生を、天聰三年に至って「皇上包衣」・「八貝勒等包衣」と「満洲・蒙古家」から請け出し、選抜の上、仕途につかせたというのがその文意である。この包衣がハン・王公の「家」(ひいては後の内務府・王公府)の同義語として使用されていることは明白である。現に、初纂『実録』満文は「皇上包衣」を[han i boo]、「八貝勒等包衣」を[jakūn beisei boo]、「満洲・蒙古家」を[manju, monggo i boo]——いずれもbooiではない——に作るのだから、包衣は「家」booのなかでも、もっぱら「ハン・王公の家」を明示すべく選択された字面であったことが是認されてよい。ただ、(u)の「(朕)包衣人」に対する「各旗王・貝勒・貝子・公等家人」という用例もあるので、乾隆『実録』における包衣はまずもって「ハンの家」を指したようである。

先にも指摘したごとく、初纂『実録』漢文には「包衣」なる用語がまったく見当たらず、乾隆『実録』の「包衣」該当箇所を単に「包」とのみ表記する。たとえば(a)「八貝勒等包衣牛录」⇔「八固山貝勒下包牛录」、(e)「包衣牛录人」⇔「包牛录下人」、(t)「包衣牛录章京」⇔「包牛录章京」といった諸事例がそれであって、ハン・王公の「家」を視覚的に明示する用字は本来「包」であった。かといって、初纂『実録』はハン・王公のbooをつねに「包」に置き換えたわけではなく、たとえば(d)「諸貝勒包衣牛录」⇔「貝勒家牛录人」・「(諸貝勒)包衣昂邦」⇔「管家官」、(n)「朕包衣之子」⇔「家下子?」、(u)「包衣人」⇔「家人」の四例では「家」と漢訳されている。(r)の「皇上包衣交易之人」⇔「上交易之人」と「(皇上)包衣之人所置貨物」⇔「上所置貨」に至っては、初纂『実録』漢文は「包」「家」さえも省略し、強いて表記の統一を図ったふしが無い。

以上の簡略な考証をもってしても、入関前の包衣と包がハン・王公の「家」を意味したことを十分に立証し得る。その点、包衣とボオイ=ニヤルマ(家の人)、包衣とボオイ=ニル(家のニル)は語義的に直結するものではなく、ハン・王公の「家」を媒介としてはじめて、ボオイ=ニヤルマとボオイ=ニルが一致を見ることを強調せねばならない。その最も直截な証左が(e)である。天聰八年五月に太宗が明内地を親征し、宣府・大同一帯を寇掠したとき、盛京留守の諸ベイレに戦況を報じた(e)のなかで

朕復自宣府新城・東城・西城、趨応州駐營。令兩白旗全軍及兩黃旗騎兵每牛录甲士五人、併包衣牛录人[booi urse/包牛录下人]、自宣府分兵進保安州、会兵東城。

と述べている。兩黄旗下の「包衣牛录人」を初纂『実録』満文はbooi urseに作るが、urseとは「衆人」geren niyalmaの謂である(『御製増訂清文鑑』卷一〇、人部一・人類第五)から、ボオイ=ニルの成員すなわちボオイ=ニヤルマ、との関係が成立する。

あわせて具体的な傍証をいくつか挙げておく。第一に、(q)に「包衣寧塔海」[dergi booi nintahai/上牛录章京寧塔亥]とあるニンタハイは、「皇上の家のニンタハイ」の形式で記述される以上、ボオイ=ニヤルマであったに相違ない。この人物に比定すべき兩黄旗下のボオイ=ニル=ジャンギン(以下、ニル=ジャンギンは佐領と表記)とは、『初集』旗分志の正黄旗・包衣第三參領・第五佐領[国初編立](以下、正黄[包衣]Ⅲ參5佐のように略記)の寧塔哈である。第二に、(v)の「御

前包衣尼雅漢」[dergi booi niyahan / 御前親近人尼牙罕]、すなわち「皇上の家のニヤハン」は、『初集』巻二〇三・年青阿伝に「父曰倪雅漢、初任包衣牛录章京」とある倪雅漢その人であろう¹¹⁾。また第三に、(x)の「多羅貝勒羅洛宏家都倫」[booi durun/ 家下都隆]、すなわち「ロロホン(ダイシャン長子ヨトの子)の家のドウレン」は、(x)と同年月の(w)に「包衣牛录章京都倫」[booi nirui janggin durun/ 府内牛录都隆]とあるように、紛れもなく王公府所属のボオイ=ニルの佐領(『初集』旗分志、鑲紅包衣IV参6佐[国初編立]の都倫)であった。

第四に、(t)によれば、正紅旗多羅郡王のアダリ(ダイシャン三子サハリヤンの子)が「家のホト」(府内人和託)を張家口に派遣して交易させたおり、祖父ダイシャンの銀両を盗んだ事実が発覚し、ホトの主人アダリは「用人不当」として譴責されると同時に、ボオイ=ニルの佐領スメシも「選差不慎、亦属不合」として「鞭五十」の処罰を受けたという。初纂『実録』満文ではスメシの処罰部分を

booi nirui janggin sumesi be sini nirui sain akdun niyalma tucibuhekū, ehe niyalma be unggifi
ボオイ=ニルの佐領 スメシを汝のニルの善良で誠実な者を 出さず、悪しき者を遣わして
ukaka turgunde sumesi be susai šusiha tantame beidefi,……

(その者が)逃げたかどでスメシを五十回鞭打ちとるように裁き、……

と記し、「家のホト」がスメシの直接的な管轄下にあったことは言を俟たない。スメシもまたホト同様、アダリ郡王府内のボオイ=ニアルマであったと見るべきであろう。

以上を取りまとめると、①「包」とはそもそも、本来普通名詞である boo がハン・王公の「家」を指示する場合に限って、その事実を明示する専用の漢字音訳語彙に他ならず、②やがて「包」に関わる事物は満文の格助詞 [i] を付した「包衣」(家の)を冠するに至った。③ここから、「包衣」を単用して内務府・王公府、ならびにこれら所属のボオイ=ニルとその成員を意味させる漢文脈的慣用が派生したと結論し得る。ただし、booi なる独立単用の満文語彙が存在したわけでは決してない。

二、内ニルと専管ニル

ボオイ=ニルがボオイ=ニアルマから構成されたとして、この種のニルは上記の内牛录といかなる関係にあったのであろうか。既述のように内牛录と外牛录を直接組み合わせた用例は存在せず、乾隆『実録』に実在する組み合わせ形式は下表の三類七種に限られる。

〔表1〕 乾隆『実録』に見えるニルの並列的組合わせと対立的組合わせ

I 「専管牛录」との組合わせ	i ^{エンチュレヘ・ニル} 「専管牛录」と ^{ボオイ・ニル} 「包衣牛录」の並列	(f) 後者から前者への転換
	ii ^{エンチュレヘ・ニル} 「専管牛录」と ^{ドルギ・ニル} 「内牛录」の並列	(g) 後者から前者への転換 (h) 女子の出嫁に関する同一規定の適用
	iii ^{エンチュレヘ・ニル} 「専管牛录」と ^{ドルギ・ニル} 「内牛录」の対立	(m -1) ニル人丁取り上げ規定の相違
II 「外牛录」との組合わせ	iv ^{トルレルギ・ニル} 「外牛录下人」と ^{ボオイ・トン・イ・シン・イ・ジュクイ・ニルイ・ニアルマ} 「八貝勒等包衣牛录下食口糧之人」の対立	(a) 「首告離主」規定の適用上の相違
	v ^{トルレルギ・ニル} 「在外牛录人」と ^{シン・イ・ジュクイ・ニル} 「食口糧牛录下奴僕」の並列	(c) 王公勢力を構成する人的要素
	vi ^{トルレルギ・ニル} 「在外牛录下人」と ^{ボオイ・ニル} 「諸貝勒包衣牛录」の対立	(d) 前者から後者への人丁編入禁止
III 同 上	vii ^{デルヘトゥ・ニル} 「在外牛录人」と ^{ニル} 「牛录人」の並列	(j) (k) 王公勢力を構成する人的要素

〔表1〕に照らして、並列形式にせよ対立形式にせよ、内牛录と外牛录の組合わせが存在しなかった一点だけは疑問の余地がなく、むしろ際立った組合わせを構成するのは〔専管牛录：内牛录〕系列および〔外牛录：包衣牛录・食口糧牛录〕系列であった。この現象を直視する限り、ニル分類の本質に迫るには、見かけの対応に囚われず内牛录と外牛录の含意を系列ごと、事例ごとに捉えなおす必要がある。本章では手始めにI系列〔専管牛录：内牛录〕の諸事例を検討しよう。

専管ニルは天聰八年一二月の第一次分定で四七名に認定され、翌九年正月の第二次分定でその確認ならびに手直しが施された結果、最終的に五九名(そのうち一六名はヌルハチの庶出の近親と宗室疎族)の専管ニル保有が確定した。初纂『実録』漢文(f)が「恩出勒黒牛录」(enculehe niru)と音訳し、これに「本牛录中の一切の事、以って自ら専らにするを得たる者の名なり」という割注を施すように、専管ニルは一般ニルとは異なる特権ニルであった。かつて論じたように、専管ニルはニル保有者の来帰事情や来帰以来のグン gung (功績)、さらにギラン giran (血統・門地)の高下とフレヘ fulehe (ハン家との由緒)の大小による選別を経たものであり¹²⁾、その特権たる専管権は(g)「免功臣徭役」(属下ニル壮丁の全部ないし一部に対する徭役の優免)、およびその壮丁を人参採取等に使役する權益を主要内容とし¹³⁾、ハンが「功臣」に賜与した恩賞に他ならなかった。専管ニルには大別して二つの範疇がある。一つは分定によって従来どおり特権を保証された既存の専管ニルであり、この種のものが大半を占める。二つはそれらを除いた新規認定の専管ニルであり、すべてドルギ=ニルを前身とする。下表は専管ニルの全保有者を表示したものである¹⁴⁾。

〔表2〕天聰八・九年における専管ニルの保有者(→は承襲を意味する)

旗分	天聰八年	天聰九年	旗分	天聰八年	天聰九年	旗分	天聰八年	天聰九年	
正黄	宗室拜尹 凶	〃	鑲紅	阿山	〃	鑲白	超哈爾	〃	
	宗室巴布海	〃		布爾堪	〃		敖对	〃	
	額駙楊古利	〃		馬喇希	〃		額駙蘇納	〃	
	索海	→弟察喀尼		董世祿	〃		巴顔	〃	
	衛齊	〃		翁格尼	→子傅喀蟾		毛墨爾根	〃	
	公袞	〃		固山額真葉臣	〃		達爾泰	〃	
	南楮	〃		—	勞薩		—	英俄爾岱	
	—	圖魯仕		—	額駙顧三台		〃	—	阿什達爾漢
鑲黄	額駙達爾哈	〃	鑲藍	諾木渾	〃	正白	—	準塔	
	巴哈納	〃		—	孟坦		—	阿喇密	
	何洛会	〃		—	喇瑪		固山額真阿山	〃	
	伊孫	〃		—	履仕布			巴都礼	〃
	—	察木布		正藍	克什訥			宗室阿拜	〃
	—	星鼉		宗室色勒	〃			吳達海	〃
正紅	和爾本	〃	薩璧翰	〃	花善	→子巴特瑪			
	董鄂公主	〃	昂阿喇	〃	鄂碩	〃			
	格巴庫	〃	奧塔	〃	姚塔	〃			
	布爾海	〃	額爾克	〃	韓岱	〃			
	穆爾察	〃	吳頼	〃	—	吳訥格			
	范察	→従姪蘭泰	鑲白	圖爾格	→弟遏必隆	網かけ：太祖庶出の近親と宗室疎族			

表中に下線を施して明示したとおり、新規認定分はおおむね三種に区分し得る。第一（二重実線）は第一次分定で新規に認定され、第二次分定で確定されたバドゥリの専管ニルであり¹⁵⁾、その前身を（f）は「包衣牛录」[dorgi niru/—]に作り、（g）は「内牛录」[dorgi niru/尋常牛录]に作る。第二（実線）は第二次分定によって新規に認定されたトゥルシ・ロオサ・ムンタン・イングルダイ・ウネゲ五人の専管ニルであり、その前身はことごとく「原と内牛录 [dorgi niru/尋常牛录]に係る」とされている。第三（波線）は第二次分定により認定された暫定専管ニルであり、チャンブ・シンナイ・ラマ・フシブ・アシダルハン・ジュンタ・アラミ七人が一括して以下のように記される。

・此七牛录未定或令専管、或為内牛录、命仍旧暫留之。〔乾隆『実録』天聰九年正月癸酉〕

・ere nadan niru be enculebuhe niru obure, dorgi niru obure be toktobure unde. erebe
この七ニルを専管ニルにすると、ドルギ=ニルにするとをまだ決めていない。これを
taka enculehei bikini sehe. 〔初纂満文『実録』天聰九年正月二二日〕
暫く専管にしておくようにといった。

要するに、三者ともドルギ=ニルからの専管化としては軌を一にするにもかかわらず、ドルギ=ニルの漢字表記には直訳というべき「内牛录」以外に、「包衣牛录」と「尋常牛录」の二種類があった。ことにバドゥリのドルギ=ニルが包衣牛录と内牛录の二様に表記し分けられた事実は、表面上、無条件に内ニル=包衣ニルを裏づけそうではある。ところが、上記一三個のドルギ=ニルは、満洲ニルを旗分ニルと包衣ニルの二大範疇に区分する『初集』旗分志において、例外なく前者に類別されている¹⁶⁾。ならば、後者から前者に転身したのかというと、一三個ニルに関する限り、旗分志からその事実を読み取れる事例は一つとしてない。ドルギ=ニルが包衣ニルの別称であるなら、不可解という他ない現象である。これに加えて、尋常ニルという呼称が包衣ニルとおおよそ調和的でないのも争えない事実である。

以下、内ニルの本質を究明するにあたり、(m-1・2)に見える専管ニルとの組み合わせは、両者の対立的な異質さを露呈する点で、ひときわ注目し値する用例である。崇徳二年六月に繫けられたこの二史料は、太宗の意を承けた法司が前年の朝鮮・皮島征討時に禁令に違反した出征諸王・諸将を一斉に訴追した一件に関わり、まず(m-1)において法司は正紅旗礼親王ダイシャンの罪状を審理して下記のごとく処分するよう上聞している。すなわち、

議得、和碩礼親王代善……応革親王爵。罰銀一千兩。所多選護衛十二名、係専管牛录所属者、並牛录撥出。係内牛录所属者、止将本族撥出。

とあり、下線部該当箇所を初纂『実録』の満文と漢文は以下のように作る。

・enculehe nirungge oci, niru suwaliyame, dorgi niru oci ini mukun i teile be gaime,
専管ニルのものはニルをひとまとめに、ドルギ=ニルはその一族だけを取り上げるように、
……beidefi dele wesimbuhe.

……と審理して上聞した。

・若係恩出勒黒牛录、全撥出。若係家下牛录、止将多者撥出。

見るとおり、礼親王ダイシャンの罪科を告発した法司は、護衛（毎旗定額二〇名）を規定以上に多選した事案につき、額外護衛の所属が専管ニルの場合は当該ニル全体を、ドルギ=ニルの場合はかえって当人の一族だけを取り上げるように奏聞したのである。過失の同一にもかかわらず、ニルの種別によって処罰に軽重をつけること自体、専管ニルとドルギ=ニルを隔てる異質性を端的に示唆する。加えて、初纂『実録』漢文はドルギ=ニルを「家下牛录」（=包衣ニル）と表記しており、こ

れまたそれ相応の説得的な理由がなければならない。

(n) によれば、この処罰に対してダイシャンが戸部参政エンケイに向って、「ハンとて侍衛を多選しているではないか」と不満を漏らすと、太宗は反論して麾下の両黄旗侍衛四〇員はすべて「非応役之人。其応役者、並未選及也」と断言したという。太宗としては定員遵守は無論のこと、「朕包衣之子 [mini booi juse/ 家下子?] (=ボォイ=ニルの成員) を含む非「応役者」¹⁷⁾ から侍衛を選任している以上、自分には一片のやましきもないというのである。言い換えると、護衛は徭役を免除されるため、「応役之人に非」ざる範囲から選任しない限り、「応役者」(alban[公差・徭役]の負担者)の減少を招き、また過度の減少はニル単位での賦課に立脚する徭役制度を掘り崩すため、太宗としても護衛多選を容認できなかったのである。ここから逆推すると、ダイシャン処罰に際してドルギ=ニルの取り上げ範囲を狭く限定した意図は、①この種のニルは免役特権を有する専管ニルとは異なり、国家的徭役の負担者であった、だからこそ②専管ニル並みの全面没収を断行すれば、八旗各グサ間の徭役負担に深刻な不均衡を招く懸念があった、と考えてはじめて腑に落ちる。

かくして、徭役を負担するドルギ=ニルは、「応役之人に非」ざるボォイ=ニルとは別種のニルであったという帰結が導かれる。その具体的な例証を挙げよう。ダイシャン同様、罪科追及の槍玉にあがった鑲藍旗の鄭親王ジルガラン (アミンの弟) に関する (m-2) の審理内容によれば、ジルガランはデルデヘイ・グサantaiの子を「披甲 uksin の数外」にあるのに兵役を免除せず、またマンク [イ] (莽魁/莽庫)の子を「披甲の数内」にあるのにその兵役を同ニルの別人に押しつけ、これらを規定数以上に随従させたのが告発の一因とされている。専管ニル全体の取り上げを宣告されたグサantaiとラマ (デルデヘイの弟) の両ニルに引き比べ、一族だけに限定されたマンク [イ] のニルはダイシャンの処罰に照らしても、ドルギ=ニルであったと断定して誤りない。

最終的に太宗は兄ダイシャンを免罪し、従弟ジルガランも罰銀二百両に処しただけで、ともにニル人丁の取り上げは沙汰やみに終るが、問題のマンク [イ]=ニルについては『老档』崇徳元年一月五日条¹⁸⁾に第三次証明 (主将は武英郡王アジゲ) 時のこととして

Fiyanggū の旗の Loho は境を出てから自分のジャランの Mangkū ニルの一人が病死したのを
 査べなかつたので知らずにいた。……この三罪の理由で……計二百両の贖を取った。

と見えている。フィヤング (ジルガランの異母弟にして鑲藍旗グサ=エジェン) 麾下のマンク=ニルとは、『初集』旗分志の旗分ニル、鑲藍Ⅲ参1佐 [国初編立] (ロホ Loho は初代佐領マンクの子¹⁹⁾) にあたり、明らかにボォイ=ニルではなかった。件のバドゥリも、やはりボォイ=ニルからの専管化ではなかったと見る他ないであろう。

ここまでの論述にして大過なければ、ドルギ=ニルの「尋常」にして「内」でもあるという性格規定が、功臣に賜与されたその特権 (「本牛象中一切事、得以自専者之名」) ゆえに、ハン・王公の権力から相対的に自律的——従って特殊であり外在的——であった専管ニルとの対比において理解されるべきことは、まず動かさないとこであろう。つまり、ドルギ=ニルとは各旗所属の非特権的な通常一般のニルであり、だからこそバドゥリらのニルは著功 (奮戦の末の陣亡を含む) に対する恩賞としてドルギ=ニルから専管ニルに転じたのであるし、反対に祖母マンガジの重罪 (同母兄弟のマンガルタイ・デゲレイのハン位篡奪謀議に加担) に縁坐したケシネなどは「(専管ニル二個を) やめさせてドルギ=ニルとし」(『老档』天聰一〇年三月八日条²⁰⁾) た結果、授与確定から二年足らずで専管権を剥奪され、一般ニルへ差し戻されたのである²¹⁾。

換言すると、専管ニルとドルギ=ニルの相違は特権の有無にあり、それを除けば国家的規制の対

象として選ぶところはなかった。その一証が (h) であって、天聰九年三月以後、牛录章京以上の「官員」janggisa とその兄弟、王公の「護衛」giyajaj、「護軍校」juwan i da、「護軍」bayara、「驍騎校」funde bošokū らの女子（一二歳以上）と寡婦が出嫁する際は、戸部への報告後、戸部から本旗の王公に問い合わせしてから許可し、「小民」irgen i buya niyalma（平民の小者）の場合、所属ニルの牛录章京に照会した上で許可することが新たに法制化されたが、その適用において専管ニルとドルギ=ニルは同断であると明言する。

ドルギ=ニルの以上のような性質から判断して、これに「包衣牛录」や「家下牛录」といった漢字表記を引きあてるのは、いまや錯誤といわねばならない。とはいえ、たとえば『老档』の「内の事務を処理する大臣」(dorgi baita icihiyara amban) を乾隆『実録』が「管理内府事務官」(初纂漢文『実録』では「内理事官」と表記する²²⁾ごとく、dorgi (内) はハンや王公の私的な家政を管掌する内務府や王公府をただちに連想させる名辞であったため、ドルギ=ニルを内務府・王公府直属のボオイ=ニルと誤認誤訳する事態も多分にあり得た。その論理を裏返せば、ボオイ=ニルは字面上、「内牛录」とも漢字表記され得たわけであり、現実それが生じたことは、(s)「包衣牛录章京蘇默習」[booi nirui janggin sumesi/内牛录章京蘇墨什]、および (w)「包衣牛录章京都倫」[booi nirui janggin durun/府内牛录都隆] の二例がなにより雄弁に物語っていよう。

以上を要するに、①国家的徭役を負担するドルギ=ニル（尋常ニル）は、それを負担しないボオイ=ニルではあり得ない。②免役特権を有する専管ニルはドルギ=ニルに比して、ハン・王公権力から相対的に自律的外在的なニルであった。③加えて「内」dorgi はハン・王公の私的な「家」boo を容易に想起させ、ためにドルギ=ニルとボオイ=ニルが漢字表記される際、間々相互に混同を免れなかった。この③に起因する紛らわしさを考慮するなら、ドルギ=ニルの呼称を避け、該ニルの実態に最も似つかわしい「尋常ニル」を使用するほうが、あるいは適切かも知れない。

三、外ニルとボオイ=ニル

先述のごとく、外ニルをめぐる組合わせとしては、Ⅱ系列〔外牛录：包衣牛录・食口糧牛录〕(a) (c) (d) と、Ⅲ系列〔外牛录：牛录〕(j) (k) の二種類があった。なるほど確かに漢字表記は同一であるにしても、満文は前者の「外牛录」を tulergi niru に作り、後者のそれを delhetu niru に作る。相互に本質的な差異があったものと推測される所以であって、慎重を期すためにもⅡとⅢを系列別に検討するのが至当であろう。

tulergi niru は文字どおり「外の」ニルの謂である。Ⅱ (a)「外牛录下人」と「八貝勒等包衣牛录下食口糧之人」、Ⅱ (d)「在外牛录下人」と「諸貝勒包衣牛录」の対立的な組合わせに即して考えると、トゥレルギ=ニルはさしあたり「包衣牛录」に対する「外」、すなわちハン・王公の私的な「家」に対する公的な「外」と結論して過りない。(a) によれば天聰三年八月、「首告離主」規定²³⁾の適用にあたり、「八貝勒等包衣牛录下食口糧之人及奴僕」が主人たる王公の違法行為を告発して真実であったときは、主人から離して他の「諸貝勒の家」(天聰五年七月の「離主条例」では「本旗の別貝勒」と改定) に与えても支障はない。他方、「外牛录下人及奴僕」に関しては、告発者は「本旗内の牛录」である限り、いかなるニルへの転属も認可するが、「諸貝勒の家」への撥給は禁止すると規定されていた。なお、「食口糧之人」(sin i jeku i nirui niyalma) の実体については、行論の便宜上、Ⅲ系列を分析する際に (c) とあわせて論及することにした。

ついで (d) を見ると、天聰四年、ニル壮丁の編審（人丁の調査と壮丁の冊籍登録）に際して太宗は上諭を下し、「置買せる人口及び新成丁に係る者」を「諸貝勒の包衣牛录」に増入することは許可する反面、「在外牛录下の人」を「諸貝勒の包衣牛录」に編入することは自分のハン位継承時点（丙寅年九月朔日）に溯って禁圧し、それ以後の編入者は原属の外牛录へ退還させている。ここでもやはり離主規定と同様の、ボオイ=ニルとトゥレルギ=ニルの鮮明な二項対立が観察されると同時に、「外」がハン・王公の私的なボオイ=ニルに対するトゥレルギ=ニルの公的性格に由来する冠称であるとの視点を補強する。このように、ボオイ=ニルとトゥレルギ=ニルは全満洲ニルを横断する、相互に排他的な二大範疇を構成し、特殊な事情——たとえばトゥレルギ=ニルの罪犯旗人をボオイ=ニルに収容したり、(1) のような後者の人丁をもって前者の欠額（王公の怠慢に起因）を補填するといった——がない限り、両者間の転属は原則的に禁じられた。表現を換えれば、ハン・王公の家が私有するボオイ=ニルに対して、トゥレルギ=ニルはその埒外にあるすべてのニルを意味する包括的な組織概念であった。

このことを前掲 (h) と擦りあわせてみよう。この出嫁規定は、戸部（=国家）管轄下の八旗官民を適用対象とし、専管ニルとドルギ=ニルに対する一律均等な施行を標榜するものであり、従ってここに言及のないボオイ=ニルは除外されていたわけである^[補註]。首告離主規定と出嫁規定を矛盾なく統一的に解釈しようとするれば、トゥレルギ=ニルをもって専管ニルとドルギ=ニルの総称と規定する以外に選択肢はないであろう。トゥレルギ=ニルは建前上、もとより国家の戸口であったけれども、「ゲンギエン=ハン（太祖）は諸子（旗の王）に隸民を専属させ *jušen salibume* 与える時」²⁴⁾ とか、「旗の諸王に専属させた隸民 *salibuha jušen* を、その旗の王 *beile* の *jušen* という」²⁵⁾ とあるように、八旗王公たちにとっては自己の排他的な属民 *jušen* と意識された。ことに太宗より年長の三大ベイレはハン権確立以前の天聰年間、往々にして (m) (n) のダイシャンのようにトゥレルギ=ニル成員を随意に護衛に任じて徭役を私免したり、(d) のごとくボオイ=ニルに繰り込んだりして私属化し、公的な兵役・徭役賦課の対象外に置こうとしたので、太宗としては規制を強化せざるを得なかったのである。

トゥレルギ=ニルの公的性格は、グサイ=ニル *gūsai niru* という別称にも看取される。正紅旗ワクダ=アゲ（ダイシャン四子）と正白旗予親王ドドに対する処罰、(i) と (p) を対照すると、ワクダは罪科によって家に帰属する「僕従」・「庫中財物」・「在外所属満洲・蒙古・漢人牛录 [*tulergi manju, monggo, nikan niru* / 原管固山満洲牛录・蒙古牛录・漢人牛录]」など一切を没収され、ドドもまた太宗が没収を三分の一に寛免するまでは「本身及び妻を除くの外、其の余の僕従、及び所属人員（=「本旗所属満洲・蒙古・漢人牛录」 [*gūsai manju, monggo, nikan niru* / 部下牛录]）、並びに一切の家産を悉く官に入れる」全面没収に処されるはずであった（没収分はまもなく返還）。議政参与の資格もないワクダと正白旗全旗を単独領有する予親王ドドとでは雲泥の差があるにせよ、状況の共通性に照らしてトゥレルギ=ニルとグサイ=ニルの互換性に疑問を差し挟む余地はあるまい。

翻って、Ⅲ系列 (j) (k) 「在外牛录下人」 *delhetu niru* に目を転じよう。このニルについては、すでに郭成康氏が乾隆『実録』に依拠しつつ、シンジェク=ニル（定期発給の口糧を食う奴僕をもって組成したニル）とともに、ボオイ=ニルの別称であるとする見解を表明している²⁶⁾。シンジェクなる用語には、傅克東氏も入関後の内務府「管領」（もしくはホントホ *hontoho*）を対象とした専論²⁷⁾ において言及しており、内務府の成員は身分こそひとしく奴僕に属するものの、「兵衛」（軍事）部門で使役されるボオイ=ニルと「物役」（家政）部門を管掌するホントホ（管領）の類別があったこと、

両者は截然と系統の異なる組織であったことを強調する。また、ホントホを構成する奴僕を特にシンジェク（辛者庫）といい、内在固有の成員と外来新入の成員（罪科によって奴僕身分に落とされた旗人とその妻子）の区別があったと説くが、入関前のシンジェク=ニルにはふれるところがない。

一方、杜家驥氏においては、入関後の管領は概略、下記のごとく説明される²⁸⁾。八旗制下の奴僕には「佐領下包衣」「管領下包衣」と「旗下家奴」（旗下家僕・旗人家人）の明確な区別があり、一般的な意味の奴僕身分たる後者に対して、前二者はなるほどハン・王公の前では奴僕（管領下包衣は佐領下包衣より下位にあり、主人に対する隷属性も相対的により濃厚）であったにせよ、法的な処遇や出仕任官・科挙応試の資格面では、「良人の地位を具有する」ところの「一種の賤民ならざる奴僕」であった。「管領」は当初、編制がニルより小規模であったため、ホントホ（半個の意）と呼称されたが、「ホントホ（管領）に管理させた口糧を食う者を sin jeku jetere aha（食口糧人）という」（『御製増訂清文鑑』卷三、設官部・旗分佐領第一）ところから、シンジェク=ニルあるいは単にシンジェクとのみ簡称されるようになった、と見る²⁹⁾。

このように、わけても杜家驥氏は、シンジェク=ニルを狭くホントホとのみ理解する。しかし、既述のように（a）の「包衣牛录下食口糧之人」と「外牛录下人」が全満洲ニルを二分する対立的範疇を形成する³⁰⁾とき、「食口糧之人」は郭氏の説くごとくボオイ=ニルとその全成員を含意していなければならない、（1）も同様の文脈から説明し得る。すなわち、太宗は崇徳二年四月以降、各旗に分給した新附のフルハ部人とワルカ部人に対する贍養を王公が怠った結果、彼らの逃亡や餓死を惹起しトゥレルギ=ニル壯丁を欠少させた場合、当該王公の「食口糧家人」[*booi sin i jeku i haha/* 家中人]をもって欠額分を補填せよと下命した。かりに「食口糧家人」がホントホの成員だけに限定されたとすると、同じく王公の私属民でありながら、なにゆえボオイ=ニルが補填対象から漏れたのか、という深刻な疑問に直面する。なお、杜氏が論拠とする『清文鑑』の記載をどう理解するかについては、次章で論及するはずである。

つぎに、デルヘトゥ=ニルとボオイ=ニルの関係はどうか。（j）（k）によれば、崇徳元年八月、鑲紅旗固山貝子ショト（ダイシャン次子）は自分に対する告発を阻止するため、「家の一婦」（『老档』では「家の婢」*booi sula hehe*）を殺害したのを、誤って折檻死させたと偽ったので、法司は罰銀百兩と死者の身代わりに一婦人を取りあげた上、「三牛录人及在外牛录人」[*ilan nirui manju, delhetu nirui manju/* 本固山下三牛录、家下一牛录]計四ニルを奪い、成親王ヨト（ショト同母兄）に与えたという。この場合、「本固山下牛录」は鑲紅旗のトゥレルギ=ニルに該当するから、これに対置される「在外牛录人」[*delhetu niru/* 家下牛录]は王公の私的な「家下」ニルを意味する。事実、『御製増訂清文鑑』（卷三、設官部・旗分佐領第一）は、デルヘトゥ=ニルをボオイ=ニル（内府佐領）に同じとする語解を載せ³¹⁾、また同書のボオイ=ニルの条には、

dorgi booi niru be, booi niru sembi. wang beile sede inu meimeni daci delhe-
 皇上のボオイ=ニルを、ボオイ=ニルという。王・バイレらにもまた 各々 もとから分属
buhe booi niru bi.

させたボオイ=ニルがある。

とある³²⁾。王公のボオイ=ニルをハンのそれと区別して、特にデルヘトゥ=ニルと呼んだのであり、王公の分封に伴う「分属」を本義とする³³⁾。これを「在外」ニルと称するのは国家の管轄外に位置したからであり、トゥレルギ=ニルの「外」とはまったく正反対の視点に立つ。

デルヘトゥ=ニルに関してはショトの一例以外に、つぎに掲げるヌルハチ時代の事例を付加し得

る。『老档』天命七年三月一八日条³⁴⁾に、前後の事情は不詳ながら

sakjai niru 等の八家 jakun boo の delhetu niru の者は、その地に甲士各二十五人は残れ。その余の者は皆来い。

とある。八家とは「八王の家 jakun beisei boo」の謂であるから、デルヘトゥ=ニルが王公「家」のニルであった事実を確認する。サクジャイは『初集』旗分志・正藍包衣Ⅲ参の第三管轄（国初編立）を管理した薩克察に同定してよかろう。父の班布礼（初代）以後、本人（第二代）、子の布爾泰（第三代）と和思和礼（第四代）、孫の薩齊庫（第五代）らがこの管轄を世襲的に管理したことになるが、『通譜』卷一一附載の班布理伝は同家系を「包衣」（『通譜』ではすべて booi niru を指す）と明記し、和思和礼を除く四人を「原任佐領」とするので、第三管轄は元来ボオイ=ニルであったに相違なく、デルヘトゥ=ニルすなわち王公のボオイ=ニルを重ねて立証する。

最後にデルヘトゥ=ニルとシンジェク=ニルの関係を検討しよう。ここでも件のショットが解明の端緒を提供する。(j)(k)に先立つ天聰四年、アミン=ベイレを主将、ショット=ベイレを補佐とする永平・灤州等四城の占領軍が四城を放棄して遼東へ撤退したとき、身を挺してアミンを諫止しなかったかどでショットも問責を免れず、(c)によればベイレ（『老档』ではタイジ）の爵位を革去した上、「在外一牛录人及食口糧牛录下奴僕」[tulergi emu nirui jušen, sin i jeku i niru i aha]を除く全所属人口を取り上げ、これを同旗の兄ヨトに与えるという重罰に処されていた。つまり、(j)(k)が没収したとする四ニル（トゥレルギ=ニル三個とデルヘトゥ=ニル一個）は、(c)において剥奪を免れた「在外牛录」(tulergi niru)と「食口糧牛录」(sin i jeku i niru)からしか、どのみち取り上げようがない——ニル数は食い違ふにせよ——のである³⁵⁾から、シンジェク=ニルとデルヘトゥ=ニルの一致を疑うべき根拠は存在しない。

ここまでの叙述から確認し得た事項を要約し、本章の小結としておこう。①漢字表記の外牛录は前章の内牛录同様、どこに視点を設定するかによって、相対的に「外」の指示対象がまったく異なってくる。ハン・王公が私有するボオイ=ニルの視点に立てば、「外」ニルはトゥレルギ=ニル（尋常ニル・専管ニル）を意味したし、逆にトゥレルギ=ニルの視点に立てば、「外」ニルはボオイ=ニルを意味した。②ボオイ=ニルはシンジェク=ニルとも別称され、王公に分属したそれは特にデルヘトゥ=ニルとも称された。

四、シンジェク=ニルとホントホ（管領）

前述した傅克東氏によれば、入関後の内務府は軍事部門を管掌するボオイ=ニルと、家政部門で使役されるホントホ（管領）から構成されていた。本章ではホントホについて若干言を費やし、前章でのホントホ非シンジェク=ニルの論証を補完しておく。

さて、(d)によれば、すでに天聰四年、「包衣昂邦」[booi amban/ 管家官]が登場する。包衣昂邦は通常、内務府総管を意味するが、この時点の包衣昂邦はいまだハンを含む各旗王公の「家」を管理する長官であって、内務府総管の専称に転化するのには、崇徳元年、太宗の清皇帝即位に伴い、内務府が成立してからのことと推定されている³⁶⁾。それ以前の家政機関に関しては、『老档』太祖天命七年正月五日条³⁷⁾に以下の記載がある。

ハンが言うには「撫西で獲た漢人等を各自諸王に与えよ。領催する者は、各自主が見て任ずるがよい。遼東で獲得した豚を飼養する漢人等や、繡匠 siojan などさまざまに有用な漢人等 ai

ai baitangga nikasa はシンジェク=ニル sin jeku niru に新たに入れる五百男のうちに入れて取れ。……」

ヌルハチが遼東を制圧した翌年、「撫西で獲た漢人等」を諸王に五百男ずつ与えて、シンジェク=ニルに編入した際、養豚・刺繍等といった専門的技能をもつ諸種の漢人工匠 baitangga nikasa を五百男に含めたというのであるから、自余の壮丁はそれら家政部門以外、つまり軍事部門に従事したことになる。シンジェク=ニルがホントホと真に実体を同じくしたのであれば、かかる複合的構成をとるはずもない。ヌルハチ時代のシンジェク=ニルはやはりボオイ=ニルと解されるべきであり、それが管掌する職務にはハン・王公の家政部門が包摂され、従ってホントホ（管領）はいまだ分離していなかった、と考えるほうが理解しやすい。

『御製増訂清文鑑』に「ボオイ=ダ（包衣大）の管理したものをホントホ（管領）という」（巻三・設官部・旗分佐領第一）とあるように、ホントホは本来ボオイ=ダの管理する組織を指す一方、漢語名称としての管領は同時にボオイ=ダをも意味した。ボオイ=ダが記録に登場するのは、『太宗実録』を通覧する限り崇徳年間以降であり、たとえば崇徳三年四月の（o）に、ヨトの大福金による新福金呪殺未遂の一件を封印すべく、大福金の差し金で新福金を脅迫した包衣大として準布禄・薩木哈図らの名が見える。さらに崇徳八年八月の（v）には、鎮国公ドゥルフ（多羅貝勒ドゥドゥ [前年六月死去]の子）の母福金に仕える包衣大の宜漢・俄黒・塞克膝らによるハン家所有物の窃盗を、同じく包衣大の石漢・木成格らが福金に告発したところ、逆に福金に揉み消されたという事件を記載する。（o）「包衣大」[booi da / 家人]、（v）「包衣大」[booi da / 家僕] に按じて、ボオイ=ダの所属身分は明らかに「家人」「家僕」（ボオイ=ニルマ）であった。

そうだとすると、太宗の皇帝登位後、ボオイ=ダの管轄するホントホが出現するに至り、シンジェク=ニルから分化を遂げたのであろうか。『初集』旗分志によれば、雍正年間当時、六九個を算したホントホ中、上記のボオイ=ダ準布禄・薩木哈図らによる管轄を記録するものは見当たらない。そればかりか、準布禄と石漢に比定すべき『初集』旗分志・鑲紅旗包衣Ⅲ参7佐 [国初編立]の初代佐領朱穆布禄と同旗包衣Ⅱ参4佐 [国初編立]の初代佐領錫漢は、それぞれ死没するまで佐領に在任したとの明記があるので、崇徳四年および八年当時、彼らはボオイ=ニルの佐領としてボオイ=ダを兼務していたことになる。ことに（v）の記事は太宗崩御の直前に位置し、崇徳年間の時点でホントホが事実、ボオイ=ニルから分離していたと考えるべきか、はなはだ疑わしい。

疑問はこれにつきない。旗分志載録のホントホのうち、「国初編立」と明記のあるもの（ただし無年月）は、わずか五個（正黄包衣Ⅱ参5管、正白包衣Ⅰ参1管・2管、同包衣Ⅱ参4管・5管）に過ぎない。これらを除けば正黄包衣Ⅰ参2管が最古の編立であるけれども、それすら順治四年まで降る。しかるに、順治二年の規定（『世祖実録』同年十一月壬子条）では、ハン・王公属下のボオイ=ダは順治帝の一〇員を最多として、摂政王六員、和碩親王各四員、多羅郡王各三員と逡減したことになる。多羅郡王より下位の多羅貝勒も属下にボオイ=ダを擁したことは、ドゥドゥの福金の事例からも立証し得るが、定員は不詳である（二名か）。とまれ、順治二年当時、多羅郡王以上が使役したボオイ=ダだけでも総数四五員に達し³⁸⁾、旗分志に載せるホントホ数との隔たりは余りにも大きい。これがボオイ=ダをもってホントホの管理者と目したものか、逡巡せざるを得ない第二の根拠である。

さらに第三の根拠を挙げよう。北京鼎定後に設置された盛京内務府の満文档冊として、『盛京内務府蔵順治年間档』（以下『順治年間档』と略称）³⁹⁾がいまに伝存し、収録の档案（総計七一件、順治四～八年）は北京の内務府總管衙門から盛京内務府に送付された、内容多岐にわたる指令文書からなる。

その「第一号档案」(順治四年八月二日収文〔指令文書受領の日付〕)と「第一八号档案」(順治四年一二月二〇日収文)に、各々管理者名を冠した「十一ボオの人」juwan emu booi niyalma——同档案を見る限り、ボオの個数は一二個を算する——と称される組織があり⁴⁰⁾、各ボオの成員は盛京をはじめ、開原・大凌河・義州・ドゥン dung・ヘチェム hecemu 等の各地に散居し、あるいは北京に移動したりしている。

いま、各ボオの名称を列記すると〔表3-i〕のようになる。この他、「第三二号档案」(順治五年九月一五日収文)からも、Tunggi boo を補足し得る。『初集』旗分志に検索すると、ボオ一三個の管理者中、両黄旗所属ホントホのボオイ=ダと人名が符合するものは、Tunggi (正黄包衣I参2管・順治四年編立・初代通吉)を含め八個に達する(〔表3-ii〕参照)ので、ボオイ=ダとは文字どおり「ボオの管轄者」を指したと見て大過あるまい。とはいえ、ホントホの編立年代は「国初編立」が一個(No.8)に対して、順治四年以後以降るものがトゥンギを併せて四個(No.5・7・10)もある。このうち、トゥンギのホントホは順治四年の編立であるから、「第三二号档案」作成時点の順治五年、トゥンギ=ボオはすでにホントホとなっていたはずである。かたや、初代管領グンガン(恭安)の死後、後任となったNo.2ブダリの場合、グンガンは順治八年までは生存を確認し得る⁴¹⁾ので、ブダリ=ボオは順治四年時点でホントホであったわけがない。結局、これらのボオイ=ダ管轄下のボオはホントホそのものというより、その一部がホントホとして受け継がれたと判断すべきである。

〔表3〕「第一八号档案」に見える「十一(十二?)ボオの人」(順治四年)

No.	i . ボオとその管理者	ii . 旗分志のホントホとボオイ=ダ	iii . 各ボオに属する荘頭 toksoi da
1	Indahūci boo	鑲黄包衣IV参9管 / 殷達護齊①	Indahūci boo のジャンギサンに住める荘頭ジャンダ (No.7)
2	Budari boo	鑲黄包衣I参1管 / 布達里② (恭安①)	Budari boo の大凌河に住める荘頭ママセ (No.3)
3	Irai boo		
4	Lodori boo		
5	Giohoto boo	正黄包衣III参7管 / 包衣大覚和托② / 康熙2年分立 (通易①=通吉?)	Giohoto boo の荘頭モンゴ=トゥンセ (No.17)
6	Karai boo		Karai boo の……義州に住める荘頭ジンサン (No.7)
7	Durbe boo	正黄包衣II参4管 / 包衣大杜爾白① / 順治11年分立	
8	Hangšo/Hangšu boo	正黄包衣II参5管 / 包衣大杭寿① / 国初編立	
9	Kantai boo	鑲黄包衣III参7管 / 康太①	
10	Giyangnakū boo	鑲黄包衣III参6管 / 江那庫① / 順治8年編立	Giyangnakū boo の荘頭ギムティヤンゲリ (No.50)
11	Busantai boo		タサンに住める Busantai boo の荘頭ドゥ=ファン (No.50)
12	Kastai boo		

備考：「殷達護齊①」は、インダフチが鑲黄包衣IV参9管の初代管領であることを意味する。

：「各ボオに属する荘頭」欄のたとえば (No.7) は『順治年間档』第七档案を意味する。表中、以下同じ。

以上、三点の根拠を勘案すると、国初、ボオイ=ニルの内部に後のホントホ(管領)へ間接的に継承されるような組織ボオが編成され、崇徳年間以後、そこにボオイ=ダが設置されたとの推論が成

り立つ。ホントホの前身がもともとボオイ=ニル属下の潜在的な、もしくは未分化な組織であったという見地に立てば、表立って記録に残りにくかったのも故なしとせず、また前掲『老档』天命七年の記事とも抵触しない。前記の「第一八号档案」によれば、各ボオは泥水匠 misuijan・木匠 mujan・石匠 sijan・裱匠 biojan・裁縫 saifun・油匠 iojan・厨子 cuse・花匠 hūwajan・通事 tungse・和尚 hūwašan・道士 doose・大夫 daifu など、実に多様な専門的技能の持ち主から構成されており、ボオがまさに家政部門であった事実を改めて確認することができる。付言すると、ハン・王公の私有する荘園とそこで耕田に従事するアハを管理する荘頭 toksoi da もまた、〔表3- iii〕に併載しておいた諸事例から判断して、ボオイ=ダの管轄下にあったようである。

以上、本章の叙述を要約すると、つぎの三点に帰着する。①ボオイ / シンジェク=ニルにはボオと称される組織が内在し、雑多な職能・技芸をもってハン・王公の家務を分掌した。②ボオは遅くとも崇徳年間以降、ボオイ=ダの管轄下に置かれるようになり、そのあるものは順治年間にホントホ（管領）としてボオイ / シンジェク=ニルから分離を遂げた。よって、③『清文鑑』が記載するところの、ホントホ管下の成員をシンジェク・ジェテレ・アハと呼ぶ慣行は、入関後にのみ妥当する公算が高い⁴²⁾。

結びに代えて

太宗ホンタイジ時代を主対象に、ニルの類別をめぐる従来の言説に再検討を加えてみた。各章末に掲げた小結を概括し、全体の結語に代えておこう。

①入関前のニルには各種の類別はあっても、満文・漢文史料ともにそれらに対する一定の名称というものがなく、ニルの人的成分や特権の保有非保有が命名の基準となったり、あるいは対比される別種ニル同士の関係性に応じて呼称が変動したりした。

②このため、諸種の類別名称が記録に残り、いきおい混乱を招く原因となったが、それらを満文・漢文史料に即して整理検討した結果、国家的管轄下のトゥレルギ=ニルとハン・王公私有のボオイ=ニルがさまざまに書き分けられている事実が判明した。

③ハン・王公が分領統率するトゥレルギ=ニルは、ドルギ=ニルとエンチュレヘ=ニル（専管牛衆）に区分された。功臣諸家系が世襲し、徭役免除の特権を認定され、相対的に自立性の高い後者に対して、前者は特権をもたない通常一般の世襲ニルであった。

④ヌルハチ時代、ボオイ=ニル内部における家政部門の分化はいまだ鮮明ではなかったけれども、太宗時代以後、ボオイ=ダならびにその管轄下にあつて多様な職域に従事する匠人を編成したボオが出現し、後のホントホ（管領）に間接的に継承された。

擱筆するにあたり、ボオイ=ニルの性格規定と不可分の問題でありながら、本稿での検討を見送った事項について一言しておきたい。それは太宗がトゥレルギ=ニルからボオイ=ニルへの転属を、自らの即位時点に溯って厳禁した（d）の解釈である。これを裏返せば、太宗はヌルハチ時代の転属を不問に付したのであって、いかなる状況下で生じたにせよ、少なくともヌルハチ時代において転属が許容されたことは比定できない。つまり、ボオイ=ニルの全成員が例外なくアハ身分として卑賤視されたとは限らない、という可能性も払拭しきれないのである。これと関連するが、ヌルハチ時代の現象として、史料的にはどう見ても自発的にボオイ=ニルに参入したとしか考えられない事例が、少数ながら存在する⁴³⁾。これらが捨象可能な特殊例であるか否かは、ボオイ=ニルの編立や

それへの編入の経緯にまで溯り、個別具体的な事例から帰納的に判断をくださる必要がある。

〔『清太宗実録』ニル関連史料〕

備考：[/] = [順治初纂本太宗実録満文 / 同漢文]

：網かけは人名を指示する。

(a) 天聰三年八月庚午（18日）

上諭曰「八貝勒等包衣牛录下食口糧之人及奴僕 [jakūn beisei booi ton i sin i jeku i nirui niyalma, booi aha/ 八固山貝勒下包牛录食口糧之家奴] 之首告離主者、准給諸貝勒家。至於外牛录下人及奴僕 [tulergi nirui niyalma, nirui niyalmai booi aha/ 外牛录家奴] 之首告離主者、不准給諸貝勒之家。有願從本旗内某牛录者、聽其自便。」

(b) 天聰三年九月壬午朔（1日）

考試儒生。先是乙丑年十月、太祖令察出明紳衿、尽行処死。……其時諸生隱匿得脱者約三百人。至是考試分別優劣、得二百人。凡在皇上包衣下・八貝勒等包衣下、及滿洲・蒙古家為奴者 [manju, monggo i boo de aha bihengge, han i boo ci aname, jakūn beisei boo de bihengge/ 凡在滿洲・蒙古家為奴、自黃旗下及八固山内]、尽皆拔出。

(c) 天聰四年六月乙卯（7日）

上御殿、諸貝勒・大臣等議大貝勒阿敏十六罪狀具奏。……又定鎮守灤州及鎮守永平貝勒諸臣罪。以碩託当阿敏執意還軍時、不能力行勸止、……遂革碩託貝勒爵、奪所屬人口、給其兄岳託。止給碩託在外一牛录人及食口糧牛录下奴僕 [tulergi emu nirui jušen, sin i jeku i niru i aha/—]、其余器物俱免籍沒。令隨其兄行。

(d) 天聰四年一〇月辛酉（16日）

上諭曰「今時值編審壯丁。……此次編審時、或有隱匿壯丁者、將壯丁入官。……凡諸貝勒包衣牛录 [beise i boo i niru/ 貝勒家牛录人]、或係置買人口及新成丁者、准与増入。毋得以在外牛录下人 [tulergi nirui niyalma/ 在外牛录人] 入之。如丙寅年九月初一日以後、有將在外牛录下人編入者、退還原牛录。……凡貝勒家、每牛录止許四人供役。有溢額者察出、啓知貝勒退還。如貝勒不從、即赴告法司。……其（不舉首之）包衣昂邦 [boo i amban/ 管家官]、鞭一百、革職。……」

(e) 天聰八年閏八月庚寅（7日〔初纂本では満文漢文とも6日〕）

遣敦多惠率四十人齎勅二道、往諭留守諸貝勒。其一曰「朕入辺時、定議七月初八日、四路並進、限半月会兵朔州。……朕復自宣府新城・東城・西城、趨愷州駐營。令兩白旗全軍及兩黃旗騎兵每牛录甲士五人、併包衣牛录人 [booi urse/ 包牛录下人]、自宣府分兵進保安州、会兵東城。因水漲阻隔、已於愷州会朕。……」

(f) 天聰八年一二月丙申（14日）

分定專管牛录 [enculehe niru/ 恩出勒黑牛录（原注：本牛录中一切事、得以自專者之名）]。……巴都礼、原係包衣牛录 [dorgi niru/—]、因陣亡、令其子卓羅專管。……

※巴都礼の前後に列挙される專管ニル保有者四六名については〔表2〕を参照のこと。

(g) 天聰九年正月癸酉（22日）

免功臣僛役、並命專管各牛录 [niru enculebuhengge/ 另編恩出勒黑牛录、以分別之]。……巴都礼、原係内牛录 [dorgi niru/ 尋常牛录]、因陣亡、賜其子卓羅一牛录、使之專管。……

※巴都礼の前後に列挙される專管ニル保有者五八名についてもやはり〔表2〕を見よ。

(h) 天聰九年三月庚申 (10日)

戸部貝勒得格類傳上諭曰「嗣後、凡官員及官員兄弟、諸貝勒下護衛・護軍校・護軍・驍騎校等女子・寡婦、須赴部報明、部中轉問各該管諸貝勒、方准嫁。若不報明而私嫁者、罪之。其小民女子・寡婦、須問明該管牛录章京、方准嫁。凡女子十二歲以上者、許嫁。未不及十二歲而嫁者、罪之。其專管牛录与在内牛录 [[『九年档』] enculehe niru, dorgi niru/ 恩出勒黑牛录与尋常牛录]、皆同此例。」

※この部分は満文順治初纂本のマイクロフィルムから欠落しているため、東洋文庫清代史研究室訳注『旧満洲档 天聰九年1』(頁八六～八七)から補った。

(i) 天聰九年九月壬申 (25日)

先是、正藍旗貝勒得格類奏言「本旗根舒不聽使令、与正紅旗瓦克達交善。……」因執根舒付刑部鞠審。根舒首告瓦克達。……訊之俱實。部議……瓦克達姦人之婦、窃人之鷹、隱藏妓女、彈翁阿岱妻、又曾奪鰲拜所射鹿尾、及阿爾薩蘭・侍衛巴泰二人所射之豕。應奪瓦克達僕從 [booi manju, monggo, nikan aha/ 家中滿洲・蒙古・漢人] ……、併庫中財物、及在外所屬滿洲・蒙古・漢人牛录 [tulergi manju, monggo, nikan niru/ 原管固山滿洲牛录・蒙古牛录・漢人牛录]、俱給貝勒薩哈廉。瓦克達夫婦、止給侍妾並現在衣服、令其与貝勒薩哈廉同居。……奏聞。上依議。

(j) 崇德元年八月乙亥 (4日)

碩託阿格自首於刑部、言其家一婦有娠、被責身死。及鞠訊、乃殺死滅口者。於是罰碩託銀百兩、並罰一婦人入官、以抵殺人之罪。仍奪三牛录人及在外牛录人 [[『老档』] ilan nirui manju, delhetu nirui manju/ 本固山下三牛录、家下一牛录]、俱撥給和碩成親王岳託。復令碩託、凡出兵行獵及出入、俱隨成親王、不許擅離。

(k) 崇德元年八月辛巳 (10日)

上命……議和碩成親王岳託・和碩肅親王豪格罪。諸王大臣等議。……又碩託殺家中婦人、以滅口。法司審擬、奪其在外牛录二戸人及三牛录人 [[『老档』] delhetu nirui juwe mukun, ilan niru/ 共撥四牛录、与伊 (= 岳託)]。岳託乃令本部啓心郎穆成格奏請於上、乞還其子女之乳母。是徇庇有罪之碩託而枉法瀆奏也。……

※満文順治初纂本のマイクロフィルムから崇德元年分が漏れているため、(j)(k)二条は満文老档研究会訳注『満文老档Ⅳ・太宗3』(頁一二二一、頁一二二四)から補った。

(l) 崇德二年四月丁酉 (28日)

上御翔鳳樓、諭之(諸王大臣等)曰「……八旗皆朝廷之人……使之各安統轄、又何彼此之可分乎。嗣後有將新分給之虎爾哈・瓦爾喀、使之逃亡餓死、致牛录中缺額者、朕即以不能養育之王・貝勒下食口糧家人 [wang se, beile sei booi sin i jeku i haha/ 本王・貝子家人] 補足其數。……」

(m-1) 崇德二年六月甲子 (27日)

上以征朝鮮及皮島時、王以下諸將以上、多違法妄行、命法司分別議罪。議得、和碩禮親王代善違制、於二十護衛外多選十二員。罪一。……明知十二護衛冒免丁徭、誑云不知。罪三。……罪六。代善應革親王爵。罰銀一千兩。所多選護衛十二名、係專管牛录所屬者、並牛录撥出。係内牛录所屬者、止將本族撥出 [enculehe nirungge oci, niru suwaliyame, dorgi niru oci ini mukun i teile be gaime/ 若係恩出勒黑牛录、全撥出。若係家下牛录、止將多者撥出]。……上御崇政殿、以代善罪狀……悉宥之。

(m-2) 崇德二年六月甲子 (27日)

又議和碩鄭親王濟爾哈朗、……德爾得赫及額駙顧三台之子在披甲數外、不令免役。莽魁子在披甲數內、乃令牛錄下人為之代役。因於額外以此三人自隨。罪二。濟爾哈朗應罰銀五百兩。仍將專管顧三台·喇瑪兩牛錄、及莽魁一族俱行撥出 [enculehe gusantai niru, lama i niru, mangkûi mukûn be gaimbe beidefi/ 撥出孤三太牛錄·喇瑪牛錄、及莽庫一族]。……以其事奏聞。奉上諭、濟爾哈朗罰銀二百兩。

(n) 崇德二年七月辛未 (5日)

上命諸王·貝勒·貝子·文武群臣近前。復令戶部參政恩克前跪。諭曰「……今禮親王於額外多選護衛十二員、國家公事、竟置之不顧。乃(禮親王)反向恩克云『上之所選、溢於二十名之額。』以此藉為抵塞。試查兩黃旗冊內、朕曾有多選侍衛之事耶。」遂命左右侍衛四十員、皆立於前。指諭恩克曰「朕侍衛四十員、乃太祖在時免役者、或叔伯兄弟之子、或蒙古貝子之子、或官員之子、或朕包衣之子 [mini booi juse/ 家下子?]、皆非應役之人 [alban akû niyalma/ この箇所判読不能]。其應役者 [alban i niyalma/ 應役之子]、並未選及也。爾等試為查。……」

※漢文順治初纂本のこの部分はマイクロフィルムの写りがはなはだ悪く、敢えて「家下子」と判読したものの、誤読の可能性も排除できない。

(o) 崇德三年四月乙卯 (22日)

岳託貝勒新福金訴其大福金於刑部、言「大福金設食、召我近前、摘我額上一髮。似是魘魅之術。於是我不食其食、還至室。令塔爾布往索所摘之髮、不與。……大福金亦遣兩婦人來言、『適見爾髮上有蟣子、為爾捉之、誤摘爾髮、已於爾面前擲之矣。留爾髮何為。若聲言此事、彼此俱各不便。』又遣包衣大 [booi da/ 家人] 準布祿·薩木哈亦以此言來恐我。」刑部訊之、俱實。

(p) 崇德四年五月辛巳 (25日)

於是衆議和碩親王罪狀、……予親王多鐸、應削和碩親王爵、除本身及妻外、其余僕從及所屬人員 [aha jušen/ 人丁奴僕等]、並一切家產悉入官。奏聞。上命宥其余罪、第以不送睿親王故、罰銀萬兩、又以中後所遁走時、被殺九人失馬三十三匹故、分其奴僕 [booi aha/ 奴僕]·牲畜·財物、及本旗所屬滿·漢·蒙古牛錄 [gûsai manju, monggo, nikan niru/ 部下牛錄] 為三分、留二分給予親王。……

(q) 崇德四年九月乙丑 (11日)

先是、正紅旗固山額真杜雷家人黑勒 [ini booi hele/ 伊家人黑勒] ……又三次入已降之城、索取財物。又有一漢人、知濟南府德王埋藏金珠處所。其人為覺羅喀蒙阿所獲、送於杜雷、即藏匿之。俟包衣寧塔海 [dergi booi nintahai/ 上牛錄章京寧塔亥] 等出城、乃乘夜令人開窖、私取金銀珠寶携歸。至是本旗碩魯首於法司、鞫訊得實。杜雷應論死。……奏聞。上命杜雷著革職。

(r) 崇德五年一二月乙亥 (29日)

先是、甲喇章京希福等、前往歸化城交易時、有外藩克西克騰部落博爾和下蒙古回家、乘便欲代皇上包衣交易之人 [dergi booi niyalma/ 上交易之人]、順携貨物。希福阻之。又經過博爾和家留宿二夜、索馬一匹。又去時、擅離衆人、至班本下塔布囊俄齊爾家留一宿、搜檢包衣之人所置貨物 [dergi booi niyalmai aciha/ 上所置貨]。衆人之貨、俱不搜檢。審問俱實。

(s) 崇德六年三月戊寅 (3日 [初纂本では滿文漢文とも8日])

多羅郡王阿達禮母福金違禁遣人、私携千金至明境貿易。為家人宋果託·伊木布魯首告。法司審實。議令福金出府、不許主家事。……包衣牛錄章京蘇默習 [booi nirui janggin sumesi/ 內牛錄章京蘇墨什]·烏林大 [ulin i da / 掌庫頭目] 邁三知情不舉。……應俱入官。……奏聞。……於是

……包衣牛录章京蘇默習・烏林大邁三、及携銀貿易之胡圖並其厮卒二人、係為主所派遣、俱積之。

(t) 崇德六年一二月丁卯 (26日)

先是、多羅郡王阿達礼府内人和託 [booi hoto/ 府内人和托]、往張家口貿易、盜和碩礼親王銀三百兩。……至是議、……多羅郡王阿達礼用人不当、应坐以应得之罪。……包衣牛录章京蘇墨什 [booi nirui janggin sumesi/ 包衣牛录章京蘇墨什] 選差不慎、亦属不合、应鞭五十。奏聞。得旨依議。

(u) 崇德八年六月己卯 (17日)

論諸王・貝勒・貝子・公等曰「此番出征、各旗王・貝勒・貝子・公等家人 [booi niyalma/ 家下人] 獲財物甚多。而各旗將士所獲財物甚少。想各固山額真大臣等、各讓其本旗王・貝勒・貝子・公等多取、以致將士少獲、開報歸公之物反行減少耳。前多羅武英郡王帥師往燕京、並和碩睿親王過燕京往山東時、歸公財物、朕皆賜出征之王・貝勒及各官等、即少有所留、……以為國家經費之用。故皆寄之外帑、朕未嘗私為己有。……内帑積儲、朕躬行節儉、用之有余。……又加以兩旗及包衣人 [booi niyalma/ 家人] 等所獲。豈慮不敷所用耶。……」

(v) 崇德八年八月丙寅 (5日)

先是、公杜爾祜之母福金有包衣大 [booi da / 家僕] 宜漢・俄黑・塞克滕、於滕峇城中御前包衣尼雅漢 [dergi booi niyahan / 御前親近人尼牙罕] 所占房內、盜取銀兩・金盃・金鐲・緞裘・豹皮等物。……其家人噶布喇 [booi gabula/ 家人噶布喇] 同包衣大 [booi da/ 一] 石漢・木成格告於福金。福金隱匿未報。至是審實。……

(w) 崇德八年八月丙寅 (5日)

多羅貝勒羅洛宏、為布爾山・布爾珠……等同詞訐告「……又包衣牛录章京都倫 [booi nirui janggin durun/ 府内牛录都隆] 奪巴爾噶孫牛录下和拜所獲之人、得銀一千九百兩。……羅洛宏知之、並不奏聞。……」下法司勘實。

(x) 崇德八年八月丙寅 (5日)

部議、金礪旗下章京范文程家人康六 [booi k'ang lio/ 家人康六] 獲銀一千兩、多羅貝勒羅洛宏家都倫 [booi durun/ 家下都隆] 奪之。康六於梅勒章京孟喬芳處、控告三次。喬芳庇其本貝勒、匿不舉發。……喬芳應革職、奪所俘獲。……奏聞。……

注

- 1) 入関前のニル種別と分類基準については、承志「八旗ニルの根源とニル分類について」(『東洋史研究』六五 - 一、二〇〇六) の注 38) に、先行研究の簡明な整理があるので参照ありたい。
- 2) 拙稿「專管権から見たアイシン国の功臣集団とその構成」(『立命館文学』五九四、二〇〇六) 逆頁二一～四七。
- 3) 張晋藩・郭成康『清入関前国家法律制度史』一九八八、頁一九八。本書の、特にニル分類に関する叙述は、郭成康「清初牛录的類別」(『史学集刊』一九八五 - 一、頁二四～三一) と内容的に重複する。
- 4) 同上書、頁一九〇～一九三。
- 5) 6) 前掲承志「八旗ニルの根源とニル分類について」逆頁一五～一七、三〇～三一。
- 7) 本稿で利用したのは東洋文庫清代史研究室蔵のマイクロフィルム (原本は中国第一歴史档案館所蔵) である。
- 8) 「包衣」= ボォイ=ニヤルマ式説明の代表例としては、商鴻達他編『清史満語辞典』一九九〇の「包衣」項があり、「満文は booi とし、また booi niyalma に作る。boo (包) [家・房子] + i [的] + niyalma [人]。漢語の意味は家的、家人であり、給使の奴僕を指す。包衣は包衣人の簡称。(下略)」(頁三四) と解説する。
- 9) 「包衣」= ボォイ=ニルの視点に立つ反論としては、石橋崇雄 'Booi in the Ch'ing Dynasty' (『辺政研

究年報』第一八期・一九八七所収、頁一九七～二〇六）、同「清初ハン（han）権の形成過程」（『榎博士頌寿記念東洋史論叢』一九八八、頁二六～三一）がある。氏の見解によれば、入関後の合璧史料に見える boo(i)には明確に異なる二種類の用法がある。一つは単純に「家」と漢訳されるものであり、もう一つは「包衣」、あるいは「内務府」と漢字表記されるものである。さらに、後者、わけても「包衣」は、従来主張されてきたようなボオイ=ニヤルマ（家人）ないしボオイ=アハ（家奴）の略称ではなく、むしろボオイ=ニルの略称であると説く。

石橋氏の見解は確かに入関後には適合するにせよ、太宗期に関しては本文後段でも指摘するように、boo(i)は例外なく「家」を意味し、それがハン・王公に関連する場合に限って「包衣」と音訳されたに過ぎない。以下、間接的な証左を挙げておく。満文『盛京刑部原档』の中文訳（中国人民大学清史研究所・中国第一歴史档案館訳『盛京刑部原档—清太宗崇徳三年至崇徳四年』一九八五）所録の「包衣」を、乾隆『太宗実録』およびたまたま閲読の便宜を得た満文『内国史院档』（筑波大学中央図書館蔵のマイクロフィルム）崇徳三年正月～五月分に対校すると、下表のごとく二例（奴僕と婦人）を除き、「家人」（原満文の表記形式は①「所有者の人名や従事する職掌」+ booi niyalma, ② booi niyalma, ③ booi + 「人名等の人的要素」の三種）に作ることが判明する。これは中文訳者が boo(i)だけを切り離し、文脈を無視して機械的に「包衣」に置き換えた結果を明示し、かえって『太宗実録』上の「包衣」がハン・王公の「家」に限定された事実を立証する。

档案No.	年月日(実録干支)	中文訳『刑部原档』	乾隆『太宗実録』	満文『内国史院档』
160	崇徳三・正・初七(辛未)	(額克親)包衣×2	(額克親)家人×2	booi niyalma × 2
162	崇徳三・正・三〇(甲午)	(韓大勲)包衣李登	其家人李登	ini booi li deng
188	崇徳三・八・七(丁酉)	(看守果樹)二包衣	(守園)奴僕	
190	崇徳三・八・一八(戊申)	(蘇達喇)包衣蒙古	(蘇達喇)家蒙古	
201	崇徳四・正・三〇(丁亥)	包衣(邵麻子)/包衣×3	家人(小蛮子)/家人×3	
205	崇徳四・四・三〇(丙辰)	(伊拝)包衣/家人	(伊拝)家人/家人	
222	崇徳四・八・一八(九月乙丑)	包衣	家人	
231	崇徳三・四・二二(乙卯)	包衣婦人×2	婦人×2	booi juwe hehe × 2

- 10) 拙稿「建州統一期のヌルハチ政権とボオイ=ニヤルマ」（『立命館文学』五八七、二〇〇四）頁一一～一三。
- 11) 『初集』巻二〇三・年青阿伝に「年青阿、満洲正黄旗人、姓馬嘉氏、世居莫旦地方。父曰倪雅漢、初任包衣牛泉章京。順治二年、追叙旧臣功、以倪雅漢向来効力行間、著有勞績、授牛泉章京世職」とある。年青阿については、『通譜』巻七、塔蘭珠（正黄旗・馬佳氏・世居穆丹地方）伝に塔蘭珠の七世孫として名が挙がるものの、倪雅漢は記録されず、包衣牛泉章京の明記もない。『初集』旗分志の正黄旗包衣Ⅲ参5佐（国初編立）の第一〇代佐領尼雅哈は、あるいは倪雅漢と同一人物かも知れないが、疑問が残る。
- なお、鈴木真「康熙朝における近臣たち——「内務府系氏族」について——」（『社会文化史学』四九、二〇〇七、頁七～九）は（u）「御前包衣尼雅漢」をギンタイシ（ヌルハチ大妃イェヘ=ナラ氏の兄）の子ニ雅漢（順治三年没）に比定する一方、マギャ氏の倪雅漢である可能性は顧慮されていないようである。
- 12) 前掲拙稿「専管権から見たアイシン国の功臣集団とその構成」頁二六～二九。
- 13) 上田裕之「清初の人参採取とハン・王公・功臣——人参採取権保有を中心に——」（『社会文化史学』四三、二〇〇二）頁二五～二八。
- 14) 各保有者の出自等については注12)の拙稿に言及があるので、ここでは割愛する。
- 15) バドゥリの場合、天聰八年にはじめてニルの専管権を獲得したというより、むしろ一旦ドルギ=ニルに差し戻されてから、再び専管権を回復したと見るべきふしがある。アゲ（ヌルハチ卑属に対する尊称）の称号を許され、実職・世職いずれも最高位（グサ=エジェン・総兵官）にあったバドゥリは、天命七年のアドン失脚事件からんで処罰革職された後、同八年には総兵官に復帰するが、『旧満洲档』『黄字档』天命一一年勅書（細谷良夫『満文原档』『黄字档』について——その塗改の検討』『東洋史研究』四九・四、一九九一）によれば、その記載内容は天聰三年八月時点における勅書保有者の現況を反映する）ではバドゥリの総兵官勅書が弟ムンガトゥの副将勅書とともに削除されているから、天聰朝初期の数年間になんらかの処罰を蒙ったものらしい。専管権を失いドルギ=ニルに差し戻されたとすれば、このときであろう。

- 16) 『初集』旗分志・八旗規制（通行規制）条に引く『世宗実録』雍正元年七月一六日（癸巳）の上諭に、「太祖・太宗時、將旗分佐領分与諸王、非包衣佐領可比。欲其撫循之、非令其擾累之也」とあるように、雍正元年時点の諸ニルは旗分ニルと包衣ニルに大別されていた。いま、旗分志によって旗分ニル一三個の雍正朝当時における所属を示せば、バドゥリ（正白Ⅴ参6佐）・トゥルシ（鑲黄Ⅴ参7佐）・ロオサ（鑲紅Ⅲ参16佐）・ムンタン（鑲藍Ⅰ参5佐）・イングルダイ（正白Ⅰ参4佐）・ウネゲ（蒙正白右参2佐）・チャンブ（鑲白Ⅱ参8佐）・シンナイ（正白Ⅴ参7佐）・ラマ（鑲藍Ⅱ参1佐）・フシブ（鑲藍Ⅰ参13佐）・アシダルハン（正白Ⅱ参4佐）・ジュンタ（正白Ⅲ参7佐）・アラミ（正白Ⅲ参5佐）となる。このうち、天聰八年編立のアシダルハンのニルを除き、旗分志はすべて「国初編立」とするが、実はロオサのニルも天聰八年編立である。
- 17) ボオイ=ニルの免役に関しては、張晋藩・郭成康前掲書、頁一九一参照。同書も引用する中国人民大学清史研究所・中国第一歴史档案館訊『盛京刑部原档』第二二八号档案（崇徳四年一月初五日）の、ショト（ダイシャン次子）が「已に給せる外牛泉人丁を將って仍ほ包衣牛泉档冊に記入し、其れをして官賦を納めざらし」めた咎により罰銀一百兩の処分を受けた記事の他に、『通譜』卷一・随遜伝の「正紅旗包衣人。其子礼敦拜珙・克錫庫於国初率族衆来帰。太祖高皇帝嘉悦、免其徭役、將克錫庫之子阿鼐授为佐領」や、『福陵覚爾察氏譜書』（李林編『滿族家譜選編〔1〕』一九八八所収）に見える「太祖謂我曾祖班布理曰“你的牛泉上、難当官差。你来我包衣牛泉（=正黄旗包衣尼特哈牛泉）上”」という記事も論拠に加えてよからう。
- 18) 満文老档研究会訳注『満文老档Ⅶ・太宗4』頁一三七四。
- 19) 『初集』旗分志、鑲藍Ⅲ参1佐の条に「係国初以輝發地方来帰人丁編立。始以莽庫管理、……後復以莽庫之子羅和（第四代佐領）管理」とある。『通譜』卷二四・「輝發地方納喇氏」莽科伝には「鑲藍旗人、王機努之孫也。世居輝發地方、国初率兄弟及同里人等来帰。編佐領、使統之。其孫羅和、原任副都統」とあり、こちらは羅和を莽庫の孫とする。
- 20) 『満文老档Ⅵ・太宗3』頁九五八、および同書頁八八八も参照。
- 21) ケシネ（旧ハダ国王家正嫡）の専管ニル二個（〔表2〕正藍旗筆頭）のうち、その一つが旗分志・鑲黄Ⅲ参1佐にあたり、かつその初代佐領ヤンプルはハダ国旧臣であろうこと、またマングルタイらの謀議発覚にともなう正藍旗解体（専管ニル分定直後）によって、ヤンプルから主人ケシネへのニル移管が沙汰やみとなり、ためにケシネのニルが旗分志には見えないこと等に関しては、杉山清彦「清初正藍旗考——姻戚関係からみた旗王権力の基礎構造——」（『史学雑誌』一〇七・七、一九九八）頁一九～二一、同「八旗旗王制の成立」（『東洋学報』八三・一、二〇〇一）頁七二～七三に明快な論証がある。
- 22) 『満文老档Ⅶ・太宗3』崇徳元年五月一〇日条（頁一〇四四）、乾隆『実録』崇徳元年五月癸丑条。祁美琴氏は、この乾隆『実録』の記述をもって内務府の初見とする（『清代内務府』一九九八・頁五六～五七）。(d)の「包衣昂邦」[boo i amban/管家官]（天聰四年一〇月辛酉/一六日条）は後の内務府総管にあたる官名であるが、祁氏の説によれば、包衣昂邦が総管内務府大臣の専称に転化したのは、太宗が大清皇帝に即位した崇徳元年に内務府が成立して以後のことである（同上書、頁五一～五三）。
- 23) 首告離主の規定および「離主条例」（天聰五年）関連の先行研究としては郭成康「論早期滿族社会的廣告問題」（『歴史档案』一九八四・二）、姚念慈「《離主条例》芻議」（『歴史档案』一九九三・二）がある。
- 24) 『満文老档Ⅳ・太宗1』頁一三五。
- 25) 東洋文庫清代史研究室訳注『旧満洲档・天聰九年2』一九七五、頁三二四。(p)「(ド下の)僕従、及所属人員」を初纂『実録』が[aha jušen/人丁奴僕等]に作るように、ボオイ=ニルの成員はアハ、外牛泉の成員はジュシェンと呼称され、身分的に混同されることはない。また後注35)も参照のこと。旗王専属の隸民jušenが公的な意味の外牛泉を指示したことは、「汝アバタイ（太祖第七子）は弟に附してやつと六ニルの隸民jušenを得、諸王beiseの列に加わったのである」（『満文老档Ⅳ・太宗1』頁一一〇）という一文からも明らかであろう。jušenの意味については、詳しくは石橋秀雄「清初の社会——とくにジュシェンについて」（『清代史研究』一九八九所収〔初出一九七七〕）を見よ。
- 26) 前掲郭成康「清初牛泉の類別」頁二六、張晋藩・郭成康『清入関前国家法律制度史』頁一九一～一九三。
- 27) 傅克東「従内佐領和管領談到清代辛者庫人」（『清史研究通訊』一九八六・三）頁八～一三。この外、シ

ンジエクに関しては、注 28) の杜家驥論文に加えて、陳国棟「清代内務府包衣三旗人員の分類及其旗下組織——兼論一些有關包衣の問題」(『食貨』一二・九、一九八二)、王道瑞「清代辛者庫」(『歴史档案』一九八三・四)、葉志如「康、雍、乾時期辛者庫の成分及人身關係」(『民族研究』一九八四・一) などがある。

- 28) 杜家驥「清代八旗奴僕制考析」(『南開史学』一九九一・一) 頁一四〇～一四一、同「清代辛者庫問題考釈」(『南開史学』一九九二・一) 頁六八～六九。
- 29) なお、本稿にとっては付随的な論点ながら、罪犯旗人收容組織としての側面が強調されがちな入関後のシンジエクについて、それがむしろ非本質的な機能であるのみか、数量的にも罪犯旗人はシンジエク成員の小部分に過ぎない、とする杜氏の指摘は重要である。
- 30) 『満文老檔 I・太祖 1』天命六年一月二日条(頁四二〇)に、サルフから続々と遼陽周辺に移住した全八旗將兵(残留の辺防要員を除く)に銀兩を賞賜したことを
 サルフから移住してくる最初の族(群?)が十一月一日に遼東に到着し、十二月二十一日に至って後尾が到着し終わった。都堂、総兵官には各銀五十兩、金三兩を賞賜した。副將には各銀四十兩、金二兩を賞賜した。參將、遊撃には各銀三十兩、金一兩を賞賜した。備禦には各銀二十兩、金五錢を賞賜した。千総には各銀十兩を賞賜した。村を領催する守堡には各銀五兩、八王の booi sin jeku niru の主 ejen の備禦を千総なみに各銀十兩を賞賜した。……
 と記録する。「家のシンジエク=ニル」の備禦が、他の一般八旗官員と範疇を異にしつつ、しかも一等級下げて「千総なみに」賞賜されたことが分明する。
- 31) 中嶋幹起編『清代中国語満洲語辞典(電腦処理御製増訂清文鑑)』(東京外国語大学/アジア・アフリカ言語文化研究所、一九九九) 頁七〇に 'delhetu niru uthai booi niru sere gisun' (デルヘトゥ=ニルとはすなわちボオイ=ニルという語) とある。デルヘトゥ=ニルに関する『清文鑑』のこの語解は、張晋藩・郭成康『清入関前国家法律制度史』頁一九二、および梁希哲・孟昭信『明清政治制度述論』一九九一、頁二五六～二五七でも指摘されている。
- 32) 33) 文中の満文ローマ字転写は上掲『清代中国語満洲語辞典』 頁七〇に準拠し、拙訳を施しておいた。田村実造・今西春秋・佐藤長共編『五体清文鑑訳解』上巻、一九六六、頁六四の [No 1152, booi niru] 項は delhebuhe を「分属させた」と訳し、本稿の和訳でもこれに従ったが、delhebumbi は本来「分家させる」ことを意味する。たとえば、ヌルハチが父タクシから独立したことを、満文『太祖実録』の草稿が「十六歳になった後、やっと妻(を)与えた。十九歳となった後、(やっと)分家させた delhebuhe。分家させ delhebume [家産を—筆者補] 与える時……多く与えなかった」(松村潤『清太祖実録の研究』二〇〇一所収の「中国第一歴史档案館所蔵『満文国史院档 卷号 001, 冊号 2』 訳注」 頁六三) と記すように、「分家」とは父家からの分財別居に他ならない。これに関連して delhehe jui (分家子)・delhere unde jui (未分家子) なる用語もある(『満文老檔 VII・太宗 4』崇徳元年一〇月一六日条 [頁一三四三])。
 delhetu (< delhembu 「分れる、分家する」) は、単独では「開檔人」の意味しかない(胡増益主編『新満漢大詞典』一九九四、頁一七九)が、開檔人とは乾隆六(1741)年制定の八旗戸籍の一種(李鳳年他編『清代六部成語詞典』一九九〇、頁一五六)であるから、ニルの類別とは無関係のようである。むしろ語形的には、belhetu (儲將) < belhembu (備える), girutu (廉恥心 [ある人]) < girumbi (恥じる), suihutu (酔っぱらい) < suihumbi (酔う), songgotu (泣き虫) < songgombi (泣く), uhutu (巻き物) < uhumbi (包む) などのごとく、動詞語幹に名詞形成語尾 -tu を連結させた派生語に相違ないので、もともと「(家産などの) 分け前」の語義があったものと考えられる。一例のみ挙げると、『欽定八旗通志』旗分志は鑲紅旗包衣 III 参 1 佐に付注して「謹按、此佐領隨貝勒褚燕(太祖嫡長子チュイエン) 分封時立」とあるように、王公の分封時にボオイ=ニルを家産として分与したのがデルヘトゥ=ニルと称された機縁であろう。
- 34) 『満文老檔 I・太祖 1』 頁五七八。
- 35) 太宗の言として「ショトは二度罪を犯したのでジュシェンとアハを取り上げ、これをヨトに与えていた。……ショトが灤州以来の罪によって取り上げられたジュシェンとアハを皆ショトに返せ」(『満文老檔 VI・太宗 3』 頁一二二九、崇徳元年八月一〇日条) とある。「二度罪を犯した」とは無論、(c) と (j) (k) に見える二件であるから、(c) の tulergi emu niru とは恐らく ilan の誤りであろう。

- 36) 前掲祁美琴『清代内務府』頁五一～五三、および前注 22) を参照のこと。
- 37) 『満文老檔Ⅱ・太祖 2』頁四七二。
- 38) 順治二年当時、親王位にあったのはダイシャン・ジルガラン・アジゲ・ドド・ホオゲ、郡王位にあったのはショセ・アバタイ・ロロホンである(楊学琛・周遠廉『清代八旗王公貴族興衰史』一九八六・頁一四九～一五五所掲の「順治年間宗室王公封爵表」による)。従って、ポオイ=ダの総数は皇帝属下一〇員と摂政王属下六員に、親王属下二〇員・郡王属下九員を加えた、少なくとも四五員に達する。ちなみに、『初集』職官志八・内務府では、内管領の定数が「原設二十員」(康熙二四年以前)となっているので、皇帝属下のポオイ=ダは順治二年以後に倍増したことになる。
- 39) 本稿では戸田茂喜訳注『盛京内務府蔵順治年間檔』(満洲帝国国立中央図書館籌備処、康德一〇[一九四三]年)の満文ローマ字転写に依拠した。ただし、引用に際しては必ずしも戸田訳に従っていない。なお、同檔冊には戸田訳とは別に、原本からの新たな中文訳として、季永海・何溥澄訳「盛京内務府順治年間檔」(中国社会科学院歴史研究所清史研究室編『清史資料』二、一九八一)があるが、満文は併載していない。
- ところで、盛京内務府が国家正規の官衙となるのは乾隆一七年以後であり、入関前後は「内務府弁事公所」と称されたようである(任玉雪「盛京内務府建立時間再探」『歴史档案』二〇〇三・一)が、本稿では慣用に従って便宜的に盛京内務府と呼称しておく。
- 40) 『順治年間檔』の戸田訳では 'booi' はほとんどすべて「包衣」と対訳され、この 'juwan emu booi niyalma' の和訳も「十一包衣の人」となっていることを指摘しておく。
- 41) 『順治年間檔』「第七一号档案」、頁一〇〇。ブダリに関しては、中国第一歴史档案館編『清初内国史院満文档案訳編(下) 順治朝』一九八九、順治七年四月二三日条に「管領ト達里」(booi da budari) と見えているが、これをもって同時点のブダリが管領(ホントホ)を管轄した証左となし得ないのは多言するまでもない。
- 42) 『順治年間檔』「第六一号档案」(順治八年四月一三日収文、頁九二)に
- mukden de tehe gabula janggin si. dergi booi antamu janggin i emgi tubade […
盛京に住んだ ガブラ=ジャンギン、汝は皇上の家の アンタム=ジャンギン と そこに […
……] i wang ni booi niyalma be giyan giyani tolofi afabume bu. jai musei booi
……] の 王の家の人を 逐一 数えて交付し与えよ。また 我らの家
niyalma be. delhetu.sin / [……] nikan. hacin hacin i baitangga faksisa be jurgan
の 人 を、デルヘトゥ、シン / [……] 漢人、各項の バイタンガ・匠人らを 一条
jurgan i faksalame getuken i bithe arafi unggi.
一条 分別して 明白に 書に 書いて 送れ。 [/ は改行を、[……] は残欠部分を示す]
- という興味深い文章が見える。残欠が多く一貫した文意を追いづらいものの、摂政王ドルゴンの病没と順治帝の親政に伴い、前者の旧属下ガブラ(正白旗包衣佐領)に対して、アンタム(盛京内務府鑲黄旗包衣佐領)と協力して、「某王(ドルゴンか)の家の人」を類別明記した名簿を送付せよ、との発令と解される。この文言中、筆頭の delhetu がデルヘトゥ=ニルの成員を指すのなら、これに続く「シン / [ジェクの?] 漢人、各項のバイタンガ・匠人ら」はホントホ(管領)の成員と解されよう。ならば、「辛者庫、即内管領下食月米之人」(『養吉齋叢録』卷一)のような、シンジェクをもってホントホ成員を呼称する慣行も、すでに順治八年頃には発生していたのであろう。
- 43) 定宜庄「満族士大夫群体的産生与發展：以清代内務府完顔世家為例」(『清史論叢』二〇〇七年号[商鴻達先生百年誕辰紀念專集])は『「包衣」という一語は満洲語においては“家の”、すなわち家人の意味であり、満洲人の家人はまた漢地の人々が想像するような家僕・家奴ではない。なぜなら、少なくともヌルハチ時代にあっては、ハンの包衣になるというのは、地位が一般旗人に比べて低いためというより、むしろハン家との関係がより親密なためだというほうが一層適切だからである』(頁二九八)と述べて、ワンギャ氏のフチハ・ダチハ兄弟など、自発的もしくは非強制的にポオイ=ニルに参入したと思しき事例を挙げている。注 17) に掲げた阿鼐や班布理も、この種の事例に加えてよい。
- 【補注】脱稿後、以下の史料の見落としに気づいた。『順治年間檔』「第二四号档案」(順治五年三月初六日収文、頁四五)に、「汝ら(アンタム [前注 42) に既出]・ブタシ [盛京内務府正黄旗包衣佐領])の両ニルの娘らを、棉・靛トクソ kubun lan tokso の娘らを、両ニル、棉・靛トクソのなかで、その父母に釣り

合う（もの）を見て、娘らを与えるように。……外グサ *tulergi gûsa* に与えれば罪（とする）」とある。このようにボオイ=ニルは外グサのニル（トゥレルギ=ニル）との通婚が禁止されており、(h) の出嫁規定がボオイ=ニルを適用外に置いたのも当然であった。

（本学非常勤講師）